

平成 30 年度重点事業

1. 高齢者への生活支援

法人後見事業に、親族等の支援が受けられない高齢者等に対する入退院時の支援、死後事務などを加え、これらを総合的に支援する仕組みとして平成 29 年 10 月にスタートした新事業「ずーっとあんき支援事業」に対し、適正な人員配置のもと事業の推進拡充を図ります。

2. 障がい者の包括支援

平成 30 年 4 月から市役所内に設置する障がい者の相談支援の拠点として総合的に相談業務を担うための「可児市障がい者基幹相談支援センター」の業務を受託し、障がい者の相談支援の中核としての役割を担えるよう適切に運営します。

3. 「第 3 期可児市地域福祉活動計画」の策定

地域福祉を推進するための具体的な活動・実践の中核となる現行活動計画の期間が平成 30 年度に終了するのを受けて、市福祉課が策定を進める「第 3 期可児市地域福祉計画」との連携・協働のもと、社会情勢の変化、市民福祉ニーズの変化を的確に把握し、平成 31 年度からの 5 年間を計画期間とした「第 3 期可児市地域福祉活動計画」を新しく策定します。

4. 地域福祉活動の推進

市内 14 地区社会福祉協議会が、福祉部門の地域課題、ニーズを地域で共有した上で、それを解決する仕込みを構築するための地域福祉懇話会を継続して開催するよう支援します。また、平成 30 年度から市内 14 公民館が地区センター（コミュニティーセンター）へ移行するのを受けて、将来的に同センターがその役割の一つである福祉部門の地域課題、ニーズを解決、対応する拠点となるよう支援します。

5. 介護保険事業の経営改善

介護予防・日常生活支援総合事業など、介護保険制度の改革に適切に対応するための人員を適正に配置し、収益性を考慮した事業運営体制への転換を図ると同時に、引き続き利用者の増加と経費の節減等に努め、介護保険事業の経営の改善を進めます。また、今後将来にわたって経営改善が見込めないと判断した場合には事業からの撤退、廃止を視野に検討します。